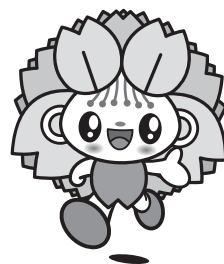


人事行政の運営などの状況を公表します

市職員の給与をはじめ、人事行政の運営などの概要についてお知らせします。

■人事課（内線271）



1 職員数の状況（各年4月1日現在）

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成27年	平成26年		
一般行政	8	8	0	
議 会	148	160	△12	国体業務の終了など
総 務	38	38	0	
税 務	94	91	3	生活保護担当職員の増など
民 生	50	50	0	
衛 生	0	0	0	
労 働	34	33	1	農林水産担当職員の増
農林水産	18	18	0	
商 工	58	58	0	
土 木	448	456	△8	
小 計	69	67	2	図書館担当職員の増など
行特別	69	67	2	
教 育	29	29	0	
水 道	27	26	1	下水道施設担当職員の増
下 水 道	71	69	2	介護保険担当職員の増など
その 他	127	124	3	
小 計	644	647	△3	
合 計				

※職員数は、一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員または非常勤職員は含みません。

2 人件費（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度人件費率
平成26年度	93,921人	371億1,748万円	50億4,212万円	13.6%	13.2%

※人件費には、特別職の報酬や共済組合の事業主負担金なども含まれます。
※人口は、平成27年3月31日現在のものです。

3 職員給与費（普通会計決算）

区分	職員数(A)	給 与 費				一人あたり給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
平成26年度	524人	20億8,426万円	4億5,617万円	7億7,382万円	33億1,425万円	632万円

※職員手当には、退職手当は含みません。職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

4 平均給料月額および平均年齢

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
319,800円	41歳11か月

※一般行政職とは、一般事務職、建築や土木などの技術職などをいいます。

5 初任給

区分	一般行政職	
	初任給	採用2年後の給料額
大学卒	174,200円	187,700円
高校卒	142,100円	151,800円

6 経験年数別・学歴別平均給料月額

区分		経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
		平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	大学卒	255,850円	34歳7か月	331,586円	39歳9か月	373,167円	45歳5か月
	高校卒	213,900円	28歳1か月	261,600円	36歳1か月	343,632円	40歳6か月

7 一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主査	係長・主任	課長補佐	課長	部長	—
職員数	80人	46人	14人	150人	50人	56人	15人	411人
構成比	19.5%	11.2%	3.4%	36.5%	12.2%	13.6%	3.6%	100%
1年前の構成比	20.5%	8.5%	4.6%	48.3%	—	14.2%	3.9%	100%

※平成27年度から課長補佐を新設し、6級制から7級制に変更しています。

8 職員手当の状況

期末・勤勉手当			退職手当		
(平成26年度支給割合)			(平成27年4月1日時点の支給率)		
	期末手当	勤勉手当	自己都合による	勤続20年	勤奨・定年による
6月期	1.225月分	0.675月分	20.445月分	27.405月分	
12月期	1.375月分	0.825月分	29.145月分	34.5825月分	
計	2.60月分	1.50月分	36.105月分	42.4125月分	
※職務上の段階、職務の級などによる加算措置有(5%、10%または15%)			最高限度	49.59月分	49.59月分
			※役職に応じた調整額の加算有		
			月額21,700円～54,150円(5段階)の60月分		

※期末・勤勉手当は、一般にボーナスといわれているもので、給料(期末手当は給料に扶養手当を加えた額)に上表の支給率を乗じた額が支給されます。

9 特別職の報酬などの状況(金額:平成27年4月1日現在)

区分	市長	副市長	議長	副議長	議員
給料または報酬	930,000円	753,000円	493,000円	419,000円	400,000円
期末手当	(平成26年度支給割合) 6月期…1.4月分 12月期…1.7月分 計 3.1月分				

10 職員の分限および懲戒処分の状況

区分	内 容	平成26年度の状況
分限	分限とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際に、任命権者の権限で降任、免職、休職、降給することができるものです。	休職 7件 いずれも心身の故障による
懲戒	懲戒とは、法律、条例もしくは規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、免職、停職、減給または戒告の処分をすることができるものです。	停職 2件

11 職員の福祉の状況

区分	実施主体	内 容
共済制度	長崎県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付などに関する事業を行っています。民間事業者に例えると、社会保険、厚生年金などに相当します。
	公立学校共済組合長崎県支部	
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。

12 研修の状況

区分	目 的	研修名	延べ受講者数
階層別研修	階層・年齢に応じた基本的役割の認識や職務遂行に必要な知識を習得します。	新規採用職員研修、中都市中堅職員研修など22講座	376人
専門研修	多様化する行政ニーズを的確に捉え、専門的な知識の習得や実践的な業務遂行能力を習得します。	法制執務研修、コンプライアンス研修など205講座	1,561人

13 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成26年度 該当なし

14 不利益処分に関する不服申立ての処理状況

平成26年度 該当なし